「望まない受動喫煙防止に向けた基本的考え方」に対する

パブリックコメント概要（速報） H31.2.8 21:00時点

■実施期間：　平成31年1月10日（木）～2月8日（金）30日間

■意見件数：　４９９件（２６６名）

■主な意見：

１条例制定の趣旨・基本的考え方　【２０９件】

・受動喫煙防止対策を実施することには異論はない

・まず法の遵守に向けた対策を行い、受動喫煙防止の効果を検証すべき

・万博を待たず路上喫煙対策も含め即時規制強化を図るべき

・国際都市を目指すなら屋内は完全禁煙にすべき

・屋外の喫煙を規制強化すべき

・全国に先駆けた取り組みとしては不十分

・禁煙の標識を努力義務ではなく義務にすべき

・未成年のたばこ購入を防ぐための措置を講じるべき

２条例の対象地域の範囲に関する意見　【５件】

・府内全域における指導監視は不公平感のないようにすべき

・府内全域という広範な規制範囲は、実効性に疑問

・都道府県ごとにルールが異なることになり大阪を訪れる内外の観光客の混乱を招く

３義務及び責務に関する意見 【１１件】

・子どもの受動喫煙防止に努めることが社会全体の責務であることを記載してほしい

・特に、道路や公園などの子どもたちが利用する場所について、実効性ある受動喫煙防止対策が必要

・保護者の責務として「子どもの受動喫煙防止」に対する意識改革に努める記載を

・府民の責務として受動喫煙防止に配慮すべき場所は全ての場所であり、通学路や公園に限定しなくてもよい

４特定施設に対する府独自の取り組みに関する意見

第1種施設（学校、児童福祉施設、病院診療所、行政機関の庁舎など）　【５９件】

・改正法どおり敷地内禁煙の取扱いとし、敷地内喫煙場所設置は管理権原者の判断にゆだねるべき

・大学や専門学校、行政機関の庁舎等の施設は、積極的に屋外喫煙所を整備すれば「望まない受動喫煙」防止の実効性を高められる

・敷地内全面禁煙は努力義務では実効性がないため義務とすべき

・敷地内に喫煙所が必要と考えられる第1種の施設は精神科や終末期医療の例示に限らず様々な施設が存在するため、具体的施設の例示や「真にやむを得ない場合」などの記述は、施設管理者の判断を誘導することとなる

府既存特定飲食提供施設（第2種施設の中で法の経過措置対象となる飲食提供施設）

面積基準について　【１３７件】

・望まない受動喫煙を防止するには、すべての飲食店において禁煙すべき

・面積基準は法に準拠すべき

・府が面積基準を30㎡まで縮小させる根拠が理解できない。

・改正法の施行後、実績を見極めた上で、府の上乗せ条例を検討しても遅くはない

従業員有無の努力義務について　【４１件】

・受動喫煙防止対策と従業員の有無の規制は切り離して考えるべき

・従業員有無の規制は、従業員を解雇するような状況が想定され、経営者の過重労働を惹起する事態も危惧される

・従業員を雇用する場合に原則屋内禁煙とする努力義務の規定は2020年施行とされているが経営者側の準備期間が十分でなく猶予すべき

加熱式たばこの取扱いについて　【５６件】

・改正健康増進法と同様の扱いとしているものの府条例で規制される飲食店でも加熱式たばこ専用喫煙室の設置が必要となり、実質的には改正法を超える規制となる

・30㎡～100㎡の飲食店においては、加熱式たばこは喫煙可能室の設置義務を除外し完全に法どおりの運用とすべき

５罰則に関する意見　【１５件】

・条例の実効性を高めるためには罰則は必要。公平公正かつ徹底した指導監督を

・罰則は必要ない。違反者の確認やその取り締まりを公平かつ実効性のあるものに出来るのか疑問。通報社会に頼る監視社会になることが懸念される

・条例での規制や罰則ではなく府民の自主性を尊重した対策にすべき

６条例の施行時期に関する意見　【２１件】

・実施時期は万博に合わせているが遅すぎる。できるだけ早い時期の施行を

・条例制定が性急すぎる。まずは法の周知徹底につとめるべき

・十分な議論がされない中での施行に反対

７その他　【１２３件】

・受動喫煙には「望まない」の表現は好ましくない

・たばこ税で、公衆喫煙所を設置すべき

・規制強化は喫煙の権利を奪うことになる

・飲食店の経営にも大きく影響するため法を上回ってまで規制強化すべきでない

・府独自規制を行う場合は中小飲食店に対する東京都に優る十分な支援策を行うべき

・府独自規制により路上喫煙の増加が懸念されるため、公衆喫煙所の設置を